

## 白岡市建設工事総合評価方式（簡易型）試行要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事の請負契約において、価格及びその他の条件が市にとって最も有利となるものをもって申込みした者を、落札者とする方式（以下「総合評価方式」という。）を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 総合評価方式により入札を行う工事（以下「対象工事」という。）は、市長が選定する。

（評価項目、評価基準及び評価点の設定）

第3条 市長は、対象工事の目的及び内容に応じ、入札参加者に求める当該対象工事に係る技術提案を検討し、評価項目、評価基準及び評価点を設定するものとする。

2 市長は、評価項目の設定に当たっては、特定の要素のみが評価の対象とならないように配慮するものとする。

3 市長は、評価点の設定に当たっては、評価項目の必要性及び重要性に応じて点数を定めるものとする。

（評価の方法）

第4条 総合評価方式の入札における価格その他の条件の評価は、次の各号に掲げるいずれかの方式により、落札者の決定を行うための基準となる数値（以下「評価値」という。）を求めることにより行うものとし、これらの方式の内容は、当該各号に定めるところによる。

(1) 加算方式 技術提案に対する得点（以下「技術評価点」という。）に入札価格に対する得点（以下「価格評価点」という。）を加える方式をいう。

(2) 除算方式 技術評価点を入札価格で除する方式をいう。

2 技術評価点は、次の各号に掲げる方式の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算出するものとする。

(1) 加算方式 入札参加者が提出した技術資料に基づく評価により与えられる評価点を加算する。

(2) 除算方式 標準点を100点とし、これに入札参加者が提出した技術資料に基づく評価により与えられる評価点を加算する。

3 価格評価点は、次の算式により算出するものとする。

$$100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

（落札者の決定方法）

第5条 総合評価方式を適用する工事の落札者の決定方法は、前条の規定により定められた評価の方法により評価値を算出し、入札価格が予定価格の制限の範囲内である入札者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする方法による。この場合において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定することとする。

(学識経験者の意見の聴取)

第6条 市長は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる事項に関し学識経験を有する者2人以上の意見をあらかじめ聴かななければならない。

- (1) 総合評価方式による入札を行おうとするとき  
総合評価方式による入札を行うことの適否
- (2) 落札者決定基準を定めようとするとき  
当該落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項
- (3) 総合評価方式において落札者を決定しようとするとき  
予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込みのうち、価格その他の条件が白岡市にとって最も有利なもの決定

(入札参加者への周知)

第7条 入札執行者は、入札公告において別に定めがあるもののほか、次に掲げる事項について周知するものとする。

- (1) 当該工事が総合評価方式であること
- (2) 入札参加の価格以外の評価を行うため、技術資料を提出すること
- (3) 落札候補者は、技術資料の記載内容を証明する資料を提出すること
- (4) 価格以外の評価点に関する評価項目及びその配点
- (5) 落札者の決定基準及び決定方法
- (6) 技術資料の内容に対し確認の必要があると認められる場合、配置予定技術者に対しヒアリングを実施すること
- (7) その他必要と認める事項

(入札結果の公表)

第8条 総合評価方式により落札決定したときは、白岡市入札結果情報の公表に関する要綱(平成10年白岡町告示第116号)に掲げるもののほか、次の事項も公表するものとする。

- (1) 技術評価点
  - (2) 評価値
- (その他)

第9条 市長は、総合評価方式の試行にあたり必要な事項を別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年10月24日から施行する。

附 則

この要綱は、白岡町の市制施行の日(平成24年10月1日)から施行する。